

## **資本関係・人的関係がある複数の者の同一入札への参加制限について**

入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係がある複数の者にあつては、公正な入札の執行の観点等から、同一入札への参加は認めないこととしております。

今般、同一入札への参加を制限する基準を、次のとおり改正しましたのでお知らせします。

### **1 同一入札への参加を制限する基準**

以下の(1)～(3)までのいずれかに該当する場合。

#### (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### (2) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が、再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する役員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

#### (3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

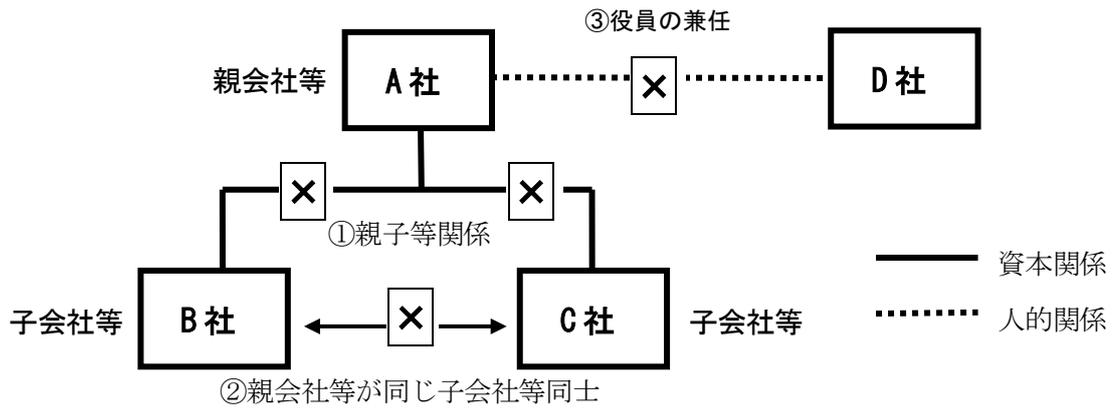
### **2 基準に該当する場合の取り扱い**

基準に該当する者のした入札は、無効として取り扱います。ただし、基準に該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならないものとします。

### **3 対象案件及び適用日**

熊本市が発注する建設工事で、平成29年4月14日以降に公告及び指名通知を行う一般競争入札案件及び指名競争入札案件から適用します。

## ○同一入札への参加が制限される事例○



- ① A社とB社、A社とC社は親会社等と子会社等の関係であるため、同一入札案件への参加が制限されます。
- ② B社とC社は、親会社等を同じくする子会社等同士の関係であるため、同一入札案件への参加が制限されます。
- ③ A社とD社は、A社の役員がD社の役員を兼ねているため、同一入札案件への参加が制限されます。

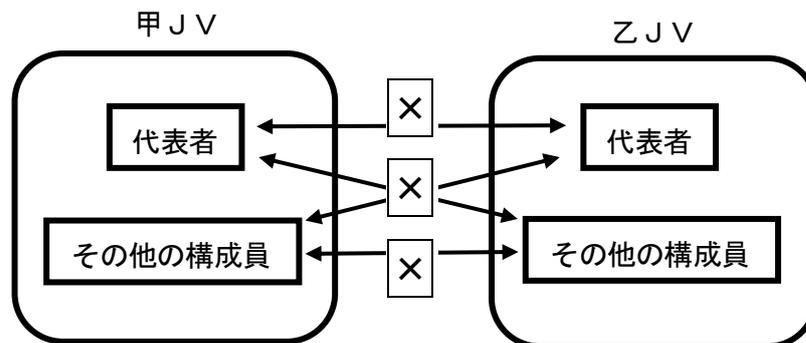
子会社等とは、会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。

親会社等とは、会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。

役員とは、次の者をいう。

- ①株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）
  - ②持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員
  - ③組合の理事又はこれらに準ずる者
  - ④民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人
- 「取締役」には、代表取締役・社外取締役も含むが、指名委員会等設置会社における取締役は含まない。
- 「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しない。

《共同企業体の取り扱い》



- JVについては、代表者かどうかにかかわらず、構成員同士が資本人的関係の基準に該当する場合は、同一入札案件への参加が制限されます。